

第 25 期 貸 借 対 照 表 (平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[9,473,446]	【流動負債】	[9,021,337]
現金及び預金	10,025	買掛金	5,027,220
受取手形	12,161	短期借入金	925,853
売掛金	8,455,454	リース債務	875,980
商品	12,835	未払金	1,154,499
仕掛品	62,793	未払費用	398,833
原材料	51,537	未払法人税等	109,327
貯蔵品	12,061	未払消費税	208,079
前払金	50,455	前受金	15,225
前払費用	306,373	預り金	9,762
繰延税金資産	200,017	前受収益	296,447
未収入金	34,646	仮受金	107
仮払金	219,471		
その他の流動資産	45,612		
【固定資産】	[4,605,515]	【固定負債】	[3,532,623]
(有形固定資産)	(3,535,053)	リース債務	2,436,692
建物	222,791	退職給付引当金	780,714
構築物	328	役員退職慰労引当金	10,930
工具、器具及び備品	229,578	資産除去債務	75,235
リース資産	3,082,354	その他の固定負債	229,051
(無形固定資産)	(119,811)	負債の部合計	12,553,960
ソフトウェア	75,824		
ソフトウェア仮勘定	755	純資産の部	
電話加入権	8,454	【株主資本】	[1,525,001]
リース資産	34,777	(資本金)	(400,000)
(投資その他の資産)	(950,650)	(利益剰余金)	(1,125,001)
投資有価証券	10,000	利益準備金	14,222
長期前払費用	30,059	その他利益剰余金	1,110,778
保険積立金	263,628	繰越利益剰余金	1,110,778
保証金	302,444	(うち当期純利益)	(104,710)
繰延税金資産	342,328		
その他投資等	2,190	純資産の部合計	1,525,001
資産の部合計	14,078,962	負債・純資産の部合計	14,078,962

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産については定率法(ただし、建物は定額法)によっております。
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産については定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な有効期間(3年以内)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

- ①有形リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかわる工具・器具・備品以外のリース資産についてはリース期間を耐用年数として、残存価額を10%として計算した旧定率法による減価償却費相当額に9分の10を乗じる方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかわるリース資産のうち、工具・器具・備品についてはリース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
- ②無形リース資産 無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。
過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理しております。
数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理しております。
- (追加情報)
当事業年度より、自社採用社員の退職一時金にかかる退職給付債務の金額を、簡便法(当事業年度末自己都合要支給額)から原則法(期間定額基準)に変更しております。
この変更により、従来の方と比べて当事業年度の退職給付費用が132,071千円増加し、営業利益、経常利益、当期純利益が同額減少しております。
- (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 請負工事に係る収益の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる総額1億円以上の工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
なお、工事進行基準を適用する工事の進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- (2) 追加情報
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。